

令和2年7月20日
四国地方整備局

建設業者に対する監督処分について

国土交通省四国地方整備局長は、下記のとおり建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	代表者	所在地	許可番号
四電エンジニアリング株式会社	原田 雅仁	香川県高松市	国土交通大臣許可(般特-2)第003782号

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育(以下「研修等」という。)の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 施工現場等における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を図ること。
- 前項各号について講じた措置(貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

四電エンジニアリング株式会社が住友大阪セメント株式会社から請け負った高知県須崎市押岡123所在の同社高知発電所2号発電設備定修工事のうち、有限会社寿建設工業に請け負わせていた炉内足場仮設工事において、平成31年4月17日、作業床が底部から高さ約22.66メートルの箇所位置し、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに、法定除外事由がなく、作業床の端に囲い・手すり・覆い等労働災害を防止するため必要な措置を講じなかった。

この件について、四電エンジニアリング株式会社に対し、令和元年12月3日、須崎簡易裁判所から労働安全衛生法違反による罰金刑の略式命令があり、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

(問合せ先)

四国地方整備局 建政部

計画・建設産業課 課長

相澤 洋 (内線6121)

◎建設専門官 池本 毅 (内線6144)

電話(087)811-8314

◎主たる問い合わせ先